

## 平成30年度環境データをお知らせします

問い合わせ 環境政策課

市では、市内の環境を把握するため、定期的に水質や大気などの調査を行っています。

**河川水質調査**(表1) 河川の水質汚濁状況を把握するため、定期的に水質調査を実施しています。市内の道路側溝は水路や河川に接続しているため、油、塗料、洗剤等を絶対に流さないください。

**地下水調査** 3か所の井戸から年1回(10月)地下水を採水し、分析した結果、カドミウム等重金属類の有害物質は検出されませんでした。

**道路交通騒音・振動調査**(表2) 道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市内9か所において騒音規制法・振動規制法の規定に基づき調査を行っています。

**自動車騒音常時監視**(表3) 騒音規制法の規定に基づき、市内10路線10区間で調査を実施し、沿道地域における環境基準の達成状況を、過去に測定を実施した同一路線の別区間の結果を含めて評価しました。

**大気汚染調査**(表4) 市内主要交差点等12か所で年2回、二酸化窒素の調査を行っています。大気汚染の一因である二酸化窒素などの窒素酸化物は、工場などの排煙や自動車の排気ガスなどに含まれており、大気中で酸化し、大気中の水分に溶けて酸性雨の原因となります。また、酸性雨(pH5.6以下の雨)は、湖沼や河川に影響を与えられています。さらに森林の立ち枯れ、土壌や建物などへの被害も世界各地で報告されています。酸性雨については、市役所屋上で毎月調査を行っています。年平均は、pH5.3でした。

**大気中ダイオキシン類調査**(表5) 市内の一般大気中のダイオキシン類濃度を把握するため、調査を行っています。調査の結果、環境基準を大きく下回っていました。

**大気中アスベスト調査**(表6) 市内の一般大気中のアスベスト濃度を把握するため、調査を行っています。アスベスト繊維を含む大気中の総繊維数調査の結果、大気汚染防止法で定められた基準(アスベスト繊維として10本/L)を大きく下回っていました。

**微小粒子状物質調査**(表7) 市内の一般大気中の微小粒子状物質の重量を把握するため、調査を行っています。

**藻類・底生生物調査**(表8) アユの餌となる付着藻類の状況を把握するため、年3回、市内の多摩川の3か所において、市民団体の協力を得て調査を行っています。また、年1回、市民球技場において、底生生物の調査および川石の付着物の定性分析を行っています。底生生物を調査した結果、105種類の底生生物が確認され、定性分析の結果、主な成分として二酸化ケイ素(石英)が確認されました。また、経年変化の確認のため、過去の分析資料から底生生物、付着藻類について出現種を分類学的に集計し生物学的水質判定を行ったところ、年間変動に規則性は見られず、きれいな水域であるとの結果でした。

**採石公害対策調査**(表9) 採石事業に伴って発生する公害を未然に防止するため、ダンプトラック交通量および粉じん調査を行うとともに、青梅市採石等公害防止対策連絡協議会を開催し、各事業所の監視指導に努めています。なお、粉じん防止については、機械の保守点検、洗車施設の有効使用、周辺道路の清掃等をより一層励行するよう指導しています。

**光化学スモッグ**(表10) 光化学スモッグとは、工場などの排煙や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起して生成される物質(オキシダント)が高濃度になって発生する現象です。オキシダント濃度が高くなると、目やのどなどの痛みを引き起こしたり、植物などにも影響を与えたりします。市では、光化学スモッグ注意報等が発令されると、市民センター、学校、関係機関等へ連絡し、看板等を設置して注意を呼びかけています。30年度は、警報、重大緊急報の発令はありませんでした。

**苦情件数**(表11) 市には、ごみなどの焼却による煙やにおい、河川の汚濁、工場などからの騒音などに関する苦情が寄せられます。苦情の多くは、焼却についてです。ごみの焼却は、法律や都条例により禁止されており、煙やにおいは近隣住民の迷惑となりますので、絶対に行わないでください。また、ごみは定められた方法により、適正に処理してください。

表1 主要河川の水質調査(年間平均値)

河川名	調査地点名	類型	調査項目			
			pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
多摩川	御岳橋	AA	7.5	0.6	3.0	10.6
	多摩川橋	A	7.5	0.6	1.0	10.7
成木川	北小曾木川合流後	A	8.0	0.6	1.0	11.0
	両郡橋	A	7.9	0.5	1.3	10.6
黒沢川	峯向橋	A	7.9	0.8	1.0	11.1
	落合橋	A	8.1	0.6	1.0	10.7
霞川	城前橋	A	7.7	0.8	1.0	10.3
	金子橋	A	8.0	0.6	1.3	10.3

※環境基準 pH…6.5以上8.5以下▷BOD…AA=1mg/L以下、A=2mg/L以下、B=3mg/L以下▷SS…25mg/L以下▷DO…AA・A=7.5mg/L以上、B=5mg/L以上

※類型 水質の良好な順にAからEまでそれぞれ基準を定めています。

※pH(水素イオン濃度) pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性  
 ※調査項目 BOD(生物化学的酸素要求量)…微生物が水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために必要な酸素の量。この数値が大きいほど川は汚れていることとなります▷SS(浮遊物質)…水中に浮いている不溶性の物質▷DO(溶存酸素)…水中に溶けている酸素

表2 騒音と振動の調査

区分	調査地点	時間	騒音 (dB)			振動 (dB)		
			調査結果	環境基準	要請限度	調査結果	要請限度	
騒音	最高値	吉野街道畑中3丁目	昼間	6.9	7.0	7.5	3.5	6.5
			夜間	6.4	6.5	7.0	2.5	6.0
	最低値	友田町4丁目	昼間	5.6	7.0	7.5	2.1	6.5
			夜間	5.4	6.5	7.0	2.1	6.0
振動	最高値	成木街道根ヶ布2丁目	昼間	6.6	7.0	7.5	4.1	6.5
			夜間	6.1	6.5	7.0	3.3	6.0
	最低値	友田町4丁目	昼間	5.6	7.0	7.5	2.1	6.5
			夜間	5.8	6.5	7.0	1.8	6.0
		秋川街道長淵8丁目	昼間	5.9	6.5	7.0	1.8	6.0
			夜間	5.9	6.5	7.0	1.8	6.0
		青梅街道日向和田3丁目	夜間	5.9	6.5	7.0	1.8	6.0

※時間区分 騒音…昼間=午前6時~午後10時、夜間=午後10時~翌日午前6時▷振動…昼間=午前8時~午後7時、夜間=午後7時~翌日午前8時

※環境基準 生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準  
 ※要請限度 指定地域内において、①道路交通法上の規定による措置を要請することができる基準(騒音規制法第17条)②道路交通振動防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請し、または道路交通法の規定による措置を要請することができる基準(振動規制法第16条)

表3 自動車騒音常時監視

路線名	評価区間 始点~終点	延長 (km)	達成率(%)	
			昼間	夜間
新宿青梅線	瑞穂町境~千ヶ瀬五丁目交差点	5.0	91.5	99.0
青梅飯能線	青梅市民会館前交差点~成木街道入口交差点	1.3	99.9	100
立川青梅線	河辺東交差点~勝沼交差点	2.5	99.9	99.9
瑞穂富岡線	瑞穂町境~青梅インター入口交差点	1.2	100	100
奥多摩青梅線	長淵郵便局前交差点~千ヶ瀬二丁目交差点	0.8	99.6	100
青梅入間線	成木街道入口交差点~今井馬場崎交差点	3.9	100	100
所沢青梅線	瑞穂町境~新町6-1-1付近の交差点	1.6	99.6	99.1
藤橋小作線	藤橋北交差点~藤橋交差点	0.5	100	100
成木河辺線	成木二丁目西交差点~小曾木福祉センター前交差点	1.3	100	100
福生青梅線	羽村市境(栄町三丁目交差点)~羽村市境(末広町二丁目西交差点)	1.0	100	100

※時間区分 昼間=午前6時~午後10時、夜間=午後10時~翌日午前6時

表4 大気中の二酸化窒素の調査

調査期間(24時間)	最高値(ppm)	最低値(ppm)	平均値(ppm)
夏期(6月19日~20日)	0.024 友田、七日市場	0.010 御岳橋	0.017
冬期(12月17日~18日)	0.022 青梅新町、今寺	0.010 御岳橋、成木五丁目	0.016

※環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下

表5 大気中ダイオキシン類の調査

調査期間	市役所屋上	五小屋上	長淵市民センター駐車場	上長淵自治会館
夏期(8月22日~29日)	0.011	0.0074	未実施	未実施
冬期(2月8日~26日)	0.013	0.010	0.013	0.014

※環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

※1pg(ピコグラム)=1兆分の1g

表6 大気中アスベスト調査(単位 本/L)

調査日	市役所	新町市民センター	梅郷市民センター
8月28日	0.53	0.56	0.056

表7 微小粒子状物質調査(単位 μg/m<sup>3</sup>)

調査期間	梅郷市民センター
3月11日~12日 (24時間)	10

※環境基準(抜粋) 1日平均値35μg/m<sup>3</sup>以下

※1μg(マイクログラム)=100万分の1g

表8 藻類出現種・灰分率の調査

調査地点	調査日					
	4月10日		8月29日		2月25日	
	種類	灰分率(%)	種類	灰分率(%)	種類	灰分率(%)
市民球技場	2.6	40.3	3.9	77.2	2.2	45.8
和田橋	3.2	50.6	4.3	81.8	2.6	53.2
楓橋	3.3	39.3	3.0	72.0	2.9	57.7

※灰分率 採取試料に占める無機物の割合

表9-1 主要交差点のダンプトラック交通量調査(単位 台)

調査日	最高値・交差点名	最低値・交差点名	平均値(9か所)
12月11日	1,948 成木八丁目	192 佐藤塚	990
3月13日	1,959 成木八丁目	222 佐藤塚	1,019

表9-2 採石場周辺の大気中粉じん調査(単位 mg/m<sup>3</sup>)

調査期間	最高値・調査地点	最低値・調査地点	平均値(7か所)
11月26日~12月4日	0.014 成木8-853-2付近	0.0088 成木8-420付近	0.011

※環境基準 1時間値の1日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下

表10 光化学スモッグ注意報発令状況

区分	多摩西部	都全域
注意報	2日	9日

※光化学スモッグ注意報 大気中のオキシダントの含有率が0.12ppm以上の状態になり、その状態が継続すると認められるときに発令されます。

表11 苦情件数

項目	件数
大気汚染(煙等)	83
水質汚濁(川の汚れ等)	1
騒音	37
振動	1
悪臭(煙等)	97
その他	5
合計	224